## 令和6年度 三鷹市認定農業者の認定の流れについて

認定農業者制度は、農業経営基盤強化促進法に基づき設けられたもので、農業者が自らの農業経営を計画的に改善するために作成した「農業経営改善計画」を市が認定し、その計画の達成に向け、市、農業関係機関等が協力し支援する制度です。

# 令和6年度の流れ

1

#### 申請申込書

(別紙) 市に提出 **今和6年5月31日(金)まで** 月曜〜金曜 午前9時〜午後5時(正午〜午後1時、土・日・祝日を除く。)

提出書類

「農業経営改善計画認定」に係る申請申込書

認定農業者制度や申込書作成など、お気軽にお問合せください。

**(2**)

### 認定申請書(案) 市に提出

 受付 期間
 令和6年6月28日(金)まで

 月曜〜金曜午前9時〜午後5時(正午〜午後1時、土・日・祝日を除く。)

 提出 書類
 「農業経営改善計画認定申請書(案)」

**3** 

#### 認定支援相談

実施日 | 令和6年7月~9月に実施(予定)個別に調整します。

認定申請書の作成支援のため、事前にご記入いただいた認定申請書をもとに、 相談支援チーム(農業関係機関・団体職員)が行う1時間程度の個別相談です。

4

### 認定申請書 提 出

受付 期間	令和6年9月下旬(予定)
提出 書類	農業経営改善計画認定申請書

審査会

「認定申請書」を三鷹市農業経営改善計画審査会が審査し、認定又は不認定を決定します。申請者の出席は必要ありません。

**(5**)

認 定 証 交 付 「農業経営改善計画」が認定された申請者に認定証を交付します。

日程 令和7年2月14日(金)午後(予定)

会場 三鷹市公会堂さんさん館

※申請申込書及び認定申請書は、市ホームページ又はお問合わせ先窓口で配布します。

くお問い合わせ・提出先>

三鷹市生活環境部都市農業課(農業委員会事務局)市役所第二庁舎2階

電話 0422(29)9616 FAX0422(29)9796